

2026年（令和8年度）の 税制改正のポイント

2026年1月

令和7年12月19日、令和8年度税制改正大綱が政府与党より公表されております。本資料は、税制改正大綱に記載のある主要な改正項目に限定して概要をまとめております。

税制改正大綱は翌年度以降の税制改正の方針やその概要を記載したものにすぎず、今後国会に提出される税制改正法律案、その後の国会審議等を受けて、その内容が本資料の記載内容より変更が生じる可能性がありますのでご留意ください。

目次

1 法人課税	03
2 個人・資産課税	35
3 国際課税	52
4 消費税その他	57

01 法人課税

賃上げ促進税制の見直し（大企業向け）

- ✓ 賃金上昇率が高い伸びを示しており、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、大企業向けの賃上げ促進税制は、現行の適用期限を待たずに廃止されます。

項目	現行		改正案
適用年度	2024年（令和6年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度		2026年（令和8年）4月1日以後に開始する各事業年度より 廃止
	適用要件	控除額	
原則控除	継続雇用者給与等支給額(*1)が前年度より3%以上増加していること	控除対象雇用者給与等支給增加額(*2)×10%	
a:上乗せ加算 (給与等増加割合)	4%以上増加していること	+5%加算 (=15%)	
	5%以上 //	+10%加算 (=20%)	
	7%以上 //	+15%加算 (=25%)	廃止
b:上乗せ加算 (教育訓練費)	①教育訓練費(*3)の額が前年度より10%以上増加し、かつ②教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であること	+5%加算	

賃上げ促進税制の見直し（大企業向け）

項目	現行		改正案
	適用要件	控除額	
c:上乗せ加算 (子育てサポート・女性活躍推進)	適用事業年度終了時までにプラチナくるみん認定(*4)もしくはプラチナえるぼし認定(*5)を取得していること	+5%加算	廃止
最大控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額×35%		
控除限度額	法人税額の20%		

*1 継続雇用者（当期および前期の全期間の各月分給与等の支給がある雇用者で一定のもの）に対する給与等の支給額をいう

*2 適用事業年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額をいう

*3 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、または向上させるために支出する費用のうち一定のものをいう

*4 子育てサポート等を高い水準で取組んだ企業で厚生労働大臣の認定を受けたものをいう（認定基準には男性の育児休暇取得率等）

*5 女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業で厚生労働大臣の認定を受けたものをいう（認定基準には女性の勤続年数や管理職比率等）

賃上げ促進税制の見直し（中堅企業向け）

- ✓ 中堅企業(*6)向けの賃上げ促進税制は、より高い賃上げを促す方向で要件が強化され、現行の適用期限をもって廃止されます。
- ✓ 教育訓練費の上乗せ措置は、廃止されます。

項目	現行		改正案	
適用年度	2024年（令和6年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度		2026年（令和8年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度(以後、 廃止)	
原則控除	適用要件 継続雇用者給与等支給額が前年度より 3%以上 増加していること	控除額 控除対象雇用者給与等支給增加額×10%	適用要件 継続雇用者給与等支給額が前年度より 4%以上 増加していること	控除額 控除対象雇用者給与等支給增加額×10%
a:上乗せ加算 (給与等増加割合)	4%以上 増加していること	+15%加算 (=25%)	5%以上 増加していること	+5%加算 (=15%)
			6%以上 //	+15%加算 (=25%)
b:上乗せ加算 (教育訓練費)	①教育訓練費の額が前年度より 10%以上 増加し、かつ②教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上 であること	+5%加算	廃止	

賃上げ促進税制の見直し（中堅企業向け）

項目	現行		改正案	
	適用要件	控除額	適用要件	控除額
c:上乗せ加算 (子育てサポート・女性活躍推進)	適用事業年度終了時までにプラチナくるみん認定もしくはプラチナえるぼし認定を取得していること、または適用事業年度中にえるぼし認定（3段階目以上）(*7)を取得したこと	+5%加算	同左	同左
最大控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額×35%		控除対象雇用者給与等支給増加額×30%	
控除限度額	法人税額の20%		同左	

*6 中堅企業とは、資本金の額等が1億円超かつ従業員数が2,000人以下の法人をいう（その法人およびその法人と支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が10,000人を超える場合を除く）

*7 女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準のすべての項目を満たし、その実績を女性の活躍推進企業データベースに公表し、厚生労働大臣の認定を受けたもの（認定基準には女性の勤続年数や管理職比率等）

賃上げ促進税制の見直し（中小企業向け）

- ✓ 中小企業向けの賃上げ促進税制は、現行制度を維持しつつ、教育訓練費の上乗せ措置は、廃止されます。

項目	現行		改正案	
適用年度	2024年（令和6年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日の間に開始する各事業年度		同左	
原則控除	適用要件 雇用者給与等支給額(*8)が前年度より1.5%以上増加していること	控除額 控除対象雇用者給与等支給增加額×15%	適用要件 同左	控除額 同左
a:上乗せ加算 (給与等増加割合)	上記が2.5%以上増加していること	+15%加算 (=30%)	同左	同左
b:上乗せ加算 (教育訓練費)	①教育訓練費の額が前年度より5%以上増加し、かつ②教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であること	+10%加算		廃止

賃上げ促進税制の見直し（中小企業向け）

項目	現行		改正案	
	適用要件	控除額	適用要件	控除額
c:上乗せ加算 (子育てサポート・女性活躍推進)	適用事業年度終了時までにプラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定もしくはプラチナえるぼし認定を取得していること、または適用事業年度中にくるみん認定、くるみんプラス認定もしくはえるぼし認定（2段階目以上）を取得したこと	+5%加算	同左	同左
最大控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額×45%		控除対象雇用者給与等支給増加額×35%	
控除限度額	法人税額の20%		同左	
繰越税額控除	適用要件	控除額	適用要件	控除額
	適用年度の雇用者給与等支給額が前年度より超えていること	5年	同左	同左

*8 国内雇用者のうち賃金台帳に記載された者に支給する給与等の支給額（使用者兼務役員を含む役員等を除く）をいう

賃上げ促進税制の見直し（外形標準課税：付加価値割）

- ✓ 付加価値割の課税標準から一定額が控除される制度について、適用対象および適用要件が見直されます。
- ✓ 中小企業向けの措置については、変更ありません。

● 大企業および中堅企業

項目	現行	改正案
適用年度	2024年（令和6年）4月1日～2027年（令和9年） 3月31日の間に開始する各事業年度	2026年（令和8年）4月1日～2027年（令和9年） 3月31日の間に開始する各事業年度(以後、廃止)
適用対象	大企業および中堅企業	中堅企業（常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人）
適用要件	継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加していること等	継続雇用者給与等支給額が前年度より4%以上増加していること等
控除額	控除対象雇用者給与等支給增加額を、付加価値割の課税標準から控除	同左

● 外形標準課税の対象となる中小企業(*9)

項目	現行	改正案
適用年度	2025年（令和7年）4月1日～2027年（令和9年） 3月31日の間に開始する各事業年度	
適用要件	雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加していること等	同左
控除額	控除対象雇用者給与等支給增加額を、付加価値割の課税標準から控除	
法人住民税計算	(法人税額-賃上げ促進税制税額控除額) ×税率	

*9 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で当該事業年度末に資本金1億円以下であり、かつ、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの、もしくは資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える外形標準課税の対象法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であり資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものをいう。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

- ✓ 強い経済の実現に向け、企業の大胆な設備投資を促進する観点から、青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等(仮称)を取得等し、事業の用に供した場合に、特別償却(即時償却)又は税額控除を選択適用できる制度が創設されます。

項目	内容		
適用対象法人	青色申告書を提出する法人 ただし、中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人は、適用を受けようとする事業年度の所得金額が前期の所得金額を超える一定の事業年度の場合には、次の要件を満たす必要があります(繰越税額控除制度を除く。) ①継続雇用者給与増加割合が前期比1%以上(*1) ②国内設備投資額が当期償却費総額の30%超(*2)		
適用期間	産業競争力強化法の改正法の施行日から2029年(令和11年)3月31日までに経済産業大臣の確認を受け、確認を受けた日以後5年以内に取得等をし、事業の用に供する事業年度まで		
適用要件	①特定生産性向上設備等に係る投資計画につき経済産業大臣の確認を受けること ②その確認を受けた日から同日以後5年以内に取得等(*3)をし、事業の用(貸付けの用を除く)に供すること		
税制措置 (選択適用)	特別償却	即時償却 (取得価額の100%)	
	税額控除 (*4)	建物、建物附属設備、構築物	取得価額の4%
		機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェア	取得価額の7%

*1 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人超の場合には2%

*2 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人超の場合には40%

*3 取得等とは、取得または製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得または建設を含む

*4 上限は法人税額の20%。一定の法人に限り、控除限度超過額は3年間の繰越ができる。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

- ✓ 特定生産性向上設備等の範囲は、以下の通りとなります。

項目	内容
定義	<p>産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたもの</p> <ul style="list-style-type: none">①生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等については5億円以上)であること②投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること③投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること④投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること⑤上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること
対象資産 (*1)	<ul style="list-style-type: none">①建物: 一の取得価額が1,000万円以上②建物附属設備及び構築物: それぞれ一の取得価額が120万円以上(*2)③機械装置: 1台または1基の取得価額が160万円以上④工具及び器具備品: それぞれ1台または1基の取得価額が120万円以上(*3)⑤ソフトウェア: 一の取得価額が70万円以上

*1 その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいい、**事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない**

*2 建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む

*3 それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

- ✓ 特定生産性向上設備等投資促進税制のその他留意点は、以下の通りとなります。

項目	内容
控除限度超過額の繰越の対象となる法人	産業競争力強化法の改正法の施行の日から2029年(令和11年)3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人(繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人またはその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除く。)で予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限られます。
他の税制との併用について	特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中において、次の制度による特別償却及び税額控除の適用を受けることができません。 ①地域未来投資促進税制 ②中小企業経営強化税制(繰越税額控除の適用は可能) ③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
地方税の取り扱い	特別償却制度は法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度は中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

試験研究費の税額控除制度の見直し

～重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除～

- ✓ 試験研究費の額のうち、**重点産業技術に係る試験研究費の額**（下記、**重点産業技術試験研究費の額**、**特別重点産業技術試験研究費の額**のことをいいます）については、通常の控除率とは異なる**特別控除率を基に税額控除額が計算されます**（**法人税額 × 10%が限度**）。



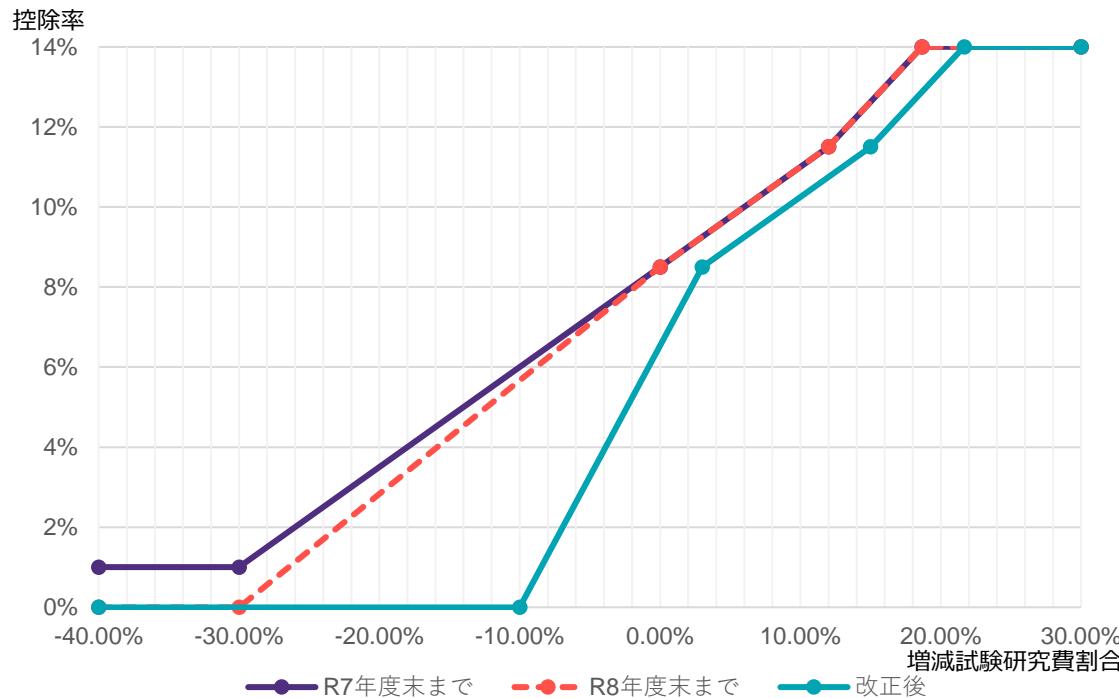
用語	定義
重点産業技術試験研究費の額	<p>産業技術力強化法の改正法の施行の日から2029年（令和11年）3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）につき、同法の認定を受けた法人が適用期間（*1）内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発（*2）に係る試験研究費の額をいう。</p> <p>（*1）適用期間とは、重点研究開発計画の認定を受けた日（認定日）から同日以後5年を経過する日までの期間をいい、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日が5年経過日前の場合には、認定日から計画期間の終了の日までの期間をいう。</p> <p>（*2）特定重点研究開発とは、産業技術力強化法の重点産業技術（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち、特に早期の企業化が期待されるものとして、一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発をいう。</p>
特別重点産業技術試験研究費の額	上記重点産業技術試験研究費の額のうち、産業技術力強化法に規定する重点産業技術共同研究開発機関（仮称）と共同して行う又は委託する試験研究に係る金額。

試験研究費の税額控除制度の見直し

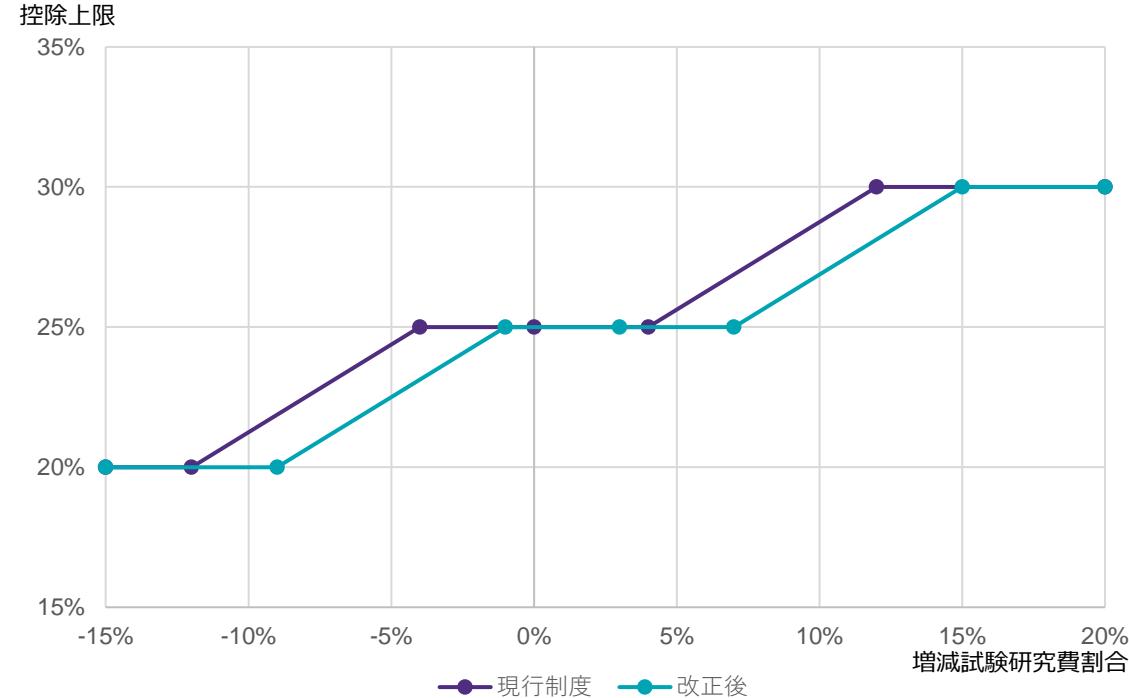
～一般型の試験研究費の額に係る税額控除～

- ✓ 現行制度について、適用期限が**3年延長（2029年（令和11年）3月31日まで）**されるとともに、現行の控除率カーブおよび控除上限について、**2027年（令和9年）4月1日以後に開始する各事業年度から**以下の通り見直されます。
- ✓ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例については、現行制度のまま適用期限が3年延長（中小企業型も同様に延長）されます。

● 控除率



● 控除上限



試験研究費の税額控除制度の見直し

～一般型の試験研究費の額に係る税額控除～

✓ 控除率カーブおよび控除上限の見直しについて、具体的な計算式は以下の通りです。

● 控除率カーブ

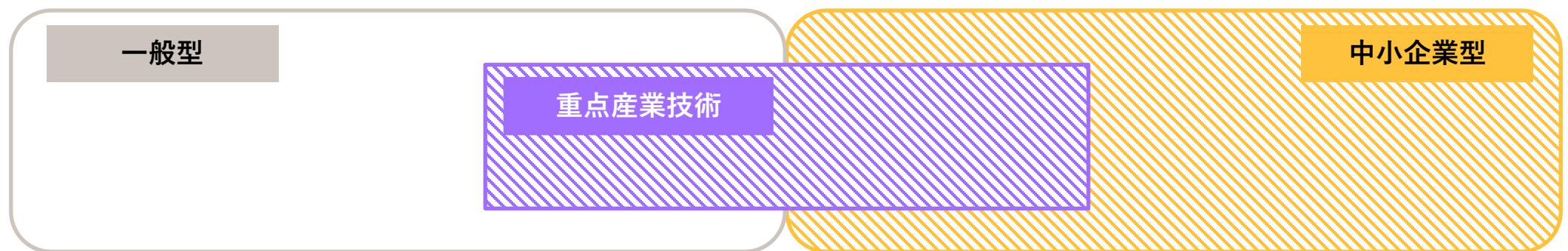
現行法	改正案
1) 増減試験研究費割合が12%を超える場合（上限14%） $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$	1) 増減試験研究費割合が15%を超える場合（上限14%（※1）） $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$ (※1) 2029年（令和11年4月1日）以降に開始する事業年度については、10%が上限
2) 増減試験研究費割合が12%以下の場合（下限1%） $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$	2) 増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合 $8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$
3) 設立事業年度である場合または比較試験研究費割合が0である場合 8.5%	3) 増減試験研究費割合が3%以下の場合（下限0%） $8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 8.5/13$

● 控除上限

現行法	改正案
1) 増減試験研究費割合が4%を超える場合（最大30%） $25\% + (\text{増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625$	1) 増減試験研究費割合が7%を超える場合（最大30%） $25\% + (\text{増減試験研究費割合} - 7\%) \times 0.625$
2) 増減試験研究費割合が-4%を下回る場合（最小20%） $25\% - (\text{増減試験研究費割合の絶対値} - 4\%) \times 0.625$	2) 増減試験研究費割合が-1%を下回る場合（最小20%） $25\% - (\text{増減試験研究費割合の絶対値} - 1\%) \times 0.625$

試験研究費の税額控除制度の見直し ～繰越制度の創設（重点産業技術・中小企業型限定）～

- ✓ 中小企業型の研究開発税制に係る税額控除額および重点産業技術に係る試験研究費の額の税額控除額について、当期の法人税額から控除しきれない超過額（控除限度超過額）がある場合には、一定の要件を満たした場合に限りその超過額を3年間繰り越すことが可能となります。



項目	重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除	中小企業型の税額控除
適用要件	<p><u>前事業年度の試験研究費の額 < 当事業年度の試験研究費の額</u></p> <p>*1 グループ通算を適用している会社は、グループ全体の額で判定します。</p>	<p><u>当事業年度の比較試験研究費の額 < 当事業年度の試験研究費の額</u></p> <p>*1 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できません。</p> <p>*2 グループ通算を適用している会社は、グループ全体の額で判定します。</p>

試験研究費の税額控除制度の見直し ～繰越制度の創設（重点産業技術・中小企業型限定）～

- ✓ グループ通算制度下における繰越制度の導入について、以下の通り考え方が示されています。

項目	重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除	中小企業型の税額控除
繰越税額控除額の計算	<p>通算法人ごとに、以下のうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。</p> <p>①次の金額の合計額</p> <p>イ) その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の通算グループを一体として計算した税額控除限度額（重点産業技術試験研究費基準額という）が通算グループを一体として計算した控除上限額（法人税額基準額という）を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く）。</p> <p>ロ) 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く）。</p> <p>②当期の法人税額の10%相当額（当期に税額控除可能額分配額がある場合には、税額控除可能額分配額を控除した残額）</p>	<p>通算法人ごとに、以下のうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とする。</p> <p>①次の金額の合計額</p> <p>イ) その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の通算グループを一体として計算した税額控除限度額が通算グループを一体として計算した控除上限額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く）。</p> <p>ロ) 通算法人のその事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除く）。</p> <p>②当期の法人税額の25%（控除上限の上乗せ特例の適用がある場合には、その適用後の割合）相当額（当期に税額控除可能額分配額がある場合には、税額控除可能額分配額を控除した残額）</p>

試験研究費の税額控除制度の見直し ～大学等との共同研究・委託研究に係る手続きの緩和～

- ✓ 大学等との共同研究及び委託研究に係る特別試験研究費の税額控除の規定の適用にあたり、より使いやすくなるようその適用要件が見直されます。
- ✓ 特別試験研究費の税額控除を適用するには、①大学等の相手方の確認を受けること、②第三者による監査を受けること、とされていた部分について、一定の要件を満たしたうえで経済産業大臣の指定を受けた大学等については、学長が認定した金額をそのまま適用金額として利用することができるようになります。

現状の要件	改正案
(措置法施行規則第20条第26項第一号) ～略～ 当該試験研究に要した費用であって当該法人が施行令第27条の4第32項第2号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、 <u>監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。～略～）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額。</u>	次の要件を満たすことにつき <u>経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の学長が認定した金額とする。</u> イ) 大学等に企業との共同研究及び委託研究（以下、「共同研究等」という）についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていることなど、その大学等が企業との共同研究等を行うにあたって <u>管理を行うための体制が十分なものであると認められること。</u> ロ) その大学等と企業との共同研究等についての管理に関する業務方法等が、当該大学等の規則において定められており、 <u>その業務方法等が企業との共同研究等を実施するにあたって適切なものであると認められること。</u> ハ) その大学等において共同研究等を行う企業との間の <u>連絡調整や事務手続きの具体的な方法が定められていること。</u>

試験研究費の税額控除制度の見直し ～高度研究人材の要件緩和～

- ✓ 高度研究人材の活用に関する要件について、さらなる博士人材の活躍や採用促進等を目的に、①新規高度研究業務従事者の定義、②研究テーマの公募要件（提案者の範囲）の適用要件について、より使いやすくなるよう見直されます。

● 現状の要件

1. 新規高度研究業務従事者の定義

(単位：年目)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
博士取得後入社	入社									
入社から4年後博士取得	入社									
博士取得から4年後入社					入社					

● 改正後

(単位：年目)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
博士取得後入社	入社									
入社から4年後博士取得		入社								
博士取得から4年後入社						入社				

2. 研究テーマの公募要件（提案者の範囲）

高度研究人材のみ

高度研究人材含む試験研究に専ら従事する使用人

試験研究費の税額控除制度の見直し

～海外委託試験研究費の対象範囲～

- ✓ 現行法で対象となっている委託試験研究費のうち**国外において行われるもの**については、下記区分に応じ、それぞれの割合を乗じて計算した金額のみが税額控除の対象となります。

現行法	改正案
委託試験研究に係る試験研究費は 制限なくその支出額の全額が対象 。	<p>他の者に委託する試験研究（契約又は協定により委託する試験研究で、その委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限る。）に係る試験研究費の額については、次の試験研究費の区分に応じ次の割合を乗じて計算した金額を税額控除の対象とする。</p> <p>イ) 医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）に係る試験研究のうちその医薬品の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。）の委託に係る試験研究費の額…100分の100</p> <p>ロ) <u>上記イ) 以外の委託に係る試験研究費の額…</u></p> <p><u>2026年（令和8年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日までの間に開始する事業年度：100分の70</u></p> <p><u>2027年（令和9年）4月1日～2028年（令和10年）3月31日までの間に開始する事業年度：100分の60</u></p> <p><u>2028年（令和10年）4月1日以降に開始する事業年度：100分の50</u></p>

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

- ✓ 大企業につき、投資や賃上げに消極的な企業の行動変容を促す観点から、特定の租税特別措置（特定の税額控除規定）の適用を停止する措置について要件の強化を行うとともに、不適用の対象となる措置を拡充します。
- ✓ 適用期限が2027年（令和9年）3月31日までの間に開始する事業年度から、**2029年（令和11年）3月31日まで**の間に開始する事業年度に**延長**されます。

（1）特定税額控除規定の不適用措置の対象範囲の見直し

	現行	改正案
①	研究開発税制（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型））	研究開発税制（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）、 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度（戦略技術領域型）（繰越税額控除制度を除く） ）
②	地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除）	同左
③	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合等の税額控除）	同左

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

(2) 特定税額控除規定の不適用措置の要件の見直し

	対象法人	現行	改正案
所得金額に係る要件(*1)	中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人	当期の所得金額が前期の所得金額以下	同左
継続雇用者給与等支給額に係る要件	① ・資本金の額等が10億円以上 ・常時使用する従業員の数が1,000人以上 ・前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する大企業である法人	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 2% 以上であること
	② ・常時使用する従業員の数が2,000人超 ・前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する大企業である法人		
	③ ①、②以外の大企業である法人	継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 1% 以上であること

*1 その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合のみ

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

(2) 特定税額控除規定の不適用措置の要件の見直し

	対象法人	現行	改正案
国内設備投資額に係る要件	① <ul style="list-style-type: none">・資本金の額等が10億円以上・常時使用する従業員の数が1,000人以上・前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する大企業である法人	国内設備投資額>当期減価償却費総額×40%	同左
	② <ul style="list-style-type: none">・常時使用する従業員の数が2,000人超・前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する大企業である法人		
	③ ①、②以外の大企業である法人	国内設備投資額>当期減価償却費総額×30%	同左

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

(3) 地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における税額控除制度 ((1)②及び③) の要件の見直し

下記に該当する法人は(1)②及び③の税額控除規定が適用されないこととなります。

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none">所得金額に係る要件継続雇用者給与等支給額に係る要件国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない大企業である法人	<p>継続雇用者給与等支給額に係る要件 または、 国内設備投資額に係る要件 のいずれかに該当しない大企業である法人（所得金額に係る要件に該当した場合を除く） (*1)</p>

*1 貸上げと設備投資に係る要件を同時に達成することが求められている。

企業グループ間の取引に係る書類保存義務の特例の創設

- ✓ 企業グループ間で行われる取引への課税関係の適正化の観点から、関連者との間で行われる一定の取引（特定取引）につき、その特定取引の内容、支払対価の額の算定方法を明らかにするための書類の取得・作成及び保存義務が課せられます。

項目	内容
制度背景	企業グループ内の法人間取引、特に共通費用の配賦を伴う取引については、取引条件や対価の算定過程が不明確となりやすく、恣意的な支払額の調整が行われやすい。 現状では、取引内容や支払額の根拠を詳細に確認できる資料が受領・作成されていない事例があり、既存の保存書類だけでは経費の支払額が適正であるか十分に確認できず、正確な実態把握が困難だった。
制度内容	内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合、その取引に関する「取引関連書類等」に必要な事項の記載または記録がないときは、以下の事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む）を取得または作成し、かつ、保存することが義務付けられている。 保存が必要となる事項 <ul style="list-style-type: none">・その取引に関する資産または役務の提供の明細・その取引において内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等
罰則	上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていない場合、青色申告の承認の取消事由等となる
適用時期	税制改正大綱では明確な適用開始時期は記載されていない。

企業グループ間の取引に係る書類保存義務の特例の創設

用語の定義	内容
関連者	移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する
特定取引	<p>次の取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基となるものに限る）をいう</p> <ul style="list-style-type: none">・ その関連者がその内国法人に対して行う次の資産（以下「工業所有権等」という）の譲渡又は貸付け (工業所有権等に係る権利の設定等その関連者がその内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む) ① 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの ② 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものも含む） ③ プログラムの著作物・ その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの ① 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約又は協定に基づきその関連者が行うもの ア その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動 イ その関連者が有する専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理 ② その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの ③ 上記①及び②の役務の提供に類するもの
取引関連書類等	取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているものをいう

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- ✓ 中小企業者等(*1)による少額減価償却資産（取得価額30万円未満）の損金算入特例について、適用期間が**3年延長されるとともに、対象資産の取得価額の基準が「40万円未満」に引き上げられます。**
- ✓ 一方で、適用対象法人の**従業員数要件**が厳格化されます。

項目	現行	改正案
① 適用期間	2026年(令和8年)3月31日までの間に取得等をして事業の用に供すること	2029年(令和11年)3月31日までの間に取得等をして事業の用に供すること
② 適用対象資産	取得価額が30万円未満である減価償却資産	取得価額が 40万円未満 である減価償却資産
③ 適用対象法人	一定の要件を満たす青色申告書を提出する中小企業者等で常時使用する従業員の数が500人以下(特定法人(*2)については、300人以下)のもの	一定の要件を満たす青色申告書を提出する中小企業者等で常時使用する従業員の数が 400人以下 (特定法人については、300人以下)のもの
④ 損金算入限度額	適用事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円(*3)に達するまでの金額	同左

*1 資本金の額等が1億円以下の法人(適用除外法人(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人)および発行済株式等(自己株式を除く)の総数または総額の2分の1以上を同一の大規模法人(資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等)に所有されている法人またはその発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を2以上の大規模法人に所有されている法人を除く)をいう。

*2 その事業年度開始の時における資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人並びに通算法人等をいう。

*3 事業年度が1年に満たない場合には300万円を12で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額をいう。

オープンイノベーション促進税制の見直し及び拡充

✓ 既存のオープンイノベーション促進税制について、①②が見直され、③（次頁）が拡充されます。また、適用期限が2年延長されます。

項目	現行	改正案
①新規出資型 【増資による取得】 (*1,2)	<ul style="list-style-type: none">取得者の区分に応じた特定株式取得価額の下限と上限 中小企業者：1,000万円以上～50億円以下 上記以外：1億円以上～50億円以下	<ul style="list-style-type: none">取得者の区分に応じた特定株式取得価額の下限と上限 中小企業者：1,000万円以上～50億円以下 上記以外：2億円以上～50億円以下
②M&A型 【過半数を一括取得】 (*1,2)	<ul style="list-style-type: none">取得者及び特定株式取得価額の下限と上限 一定の法人：5億円以上～200億円以下合併時の特別勘定の取崩方法 特定株式発行法人が吸収合併により解散した場合、特別勘定を全額取り崩して益金算入	<ul style="list-style-type: none">取得者及び特定株式取得価額の下限と上限 一定の法人：7億円以上～200億円以下合併時の特別勘定の取崩方法の見直し 特定株式発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、特別勘定設置法人を合併法人、発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その特別勘定は、合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定残高の均等額を取り崩して益金算入する

*1 一定の法人（青色申告書を提出する法人で経営資源活用共同化推進事業者に該当するもの）が、特定株式（特別新事業開拓事業者（上場会社以外の会社であること、設立の日以後10年未満の会社であること等の要件を満たす会社）の株式であること、①は増資に伴う払込みにより交付されるもので3年超継続保有見込み・②は購入による取得により議決権の過半数を有することになるもので5年超継続保有見込みであること、等の要件を満たす株式）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、所得基準額（上限125億円）を限度として損金算入することができる。

*2 ③（次頁）により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一銘柄株式の取得をする場合、その株式は①及び②の措置の対象から除外される。

オープンイノベーション促進税制の見直し及び拡充

- ✓ 既存のオープンイノベーション促進税制について、①②が見直され、③が拡充されます。また、適用期限が2年延長されます。

項目	現行	改正案
③M&A型 【過半数を段階取得】	-	<ul style="list-style-type: none">・対象株式の追加 発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式で取得日から3年以内に議決権の過半数を有することが見込まれるもの (*3)・損金算入 その特定株式の取得価額の20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得金額を上限として損金算入できる・取得者及び特定株式取得価額の下限と上限 一定の法人：3億円以上～200億円以下

*3 取得直前に議決権の過半数を有するものを除く。

オープンイノベーション促進税制の見直し及び拡充

- ✓ 既存のオープンイノベーション促進税制について、①②が見直され、③が拡充されます。また、適用期限が2年延長されます。

項目	現行	改正案
③M&A型 【過半数を段階取得】	-	<ul style="list-style-type: none">・特別勘定の取崩し事由 (*4)<ul style="list-style-type: none">イ) 取得から3年を経過した場合は、特別勘定の金額を取り崩して益金算入する (*5)ロ) 特定株式発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、特別勘定設置法人を合併法人、発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その特別勘定は、合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定残高の均等額を取り崩して益金算入する・①の株式で取得日が2023年（令和5年）4月1日以後であるものにつき特別勘定を設けている又は設けていたものと同一銘柄株式の取得をする場合、その株式は③の対象外とする
①～③の適用期限	2026年（令和8年）3月31日まで	2028年（令和10年）3月31日まで

*4 特別勘定の取崩し事由は、上記イ) ロ) のほか、②の既存制度の取崩し事由と同様とされる。

*5 ただし、3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなった場合はこの限りでない。同だたし書きの場合において、特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなったときは、特別勘定の金額を取り崩して益金算入する。

パーシャルスピンオフ税制の見直し

- ✓ 親会社に一部持分を残す株式分配(パーシャルスピンオフ)について、スタートアップ創出に加え、事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、適用要件を下記のとおり見直されるとともに、恒久措置とされます。

適用要件	現行	改正案
完全子法人株式の按交付要件	現物分配法人の各株主の持株数に応じて完全子法人株式のみを交付すること	同左
分配する株数の要件	現物分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること	同左
非支配要件	株式分配の直前に現物分配法人に他の者による支配関係がなく、かつ、株式分配後に完全子法人に他の者による支配関係があることとなると見込まれていないこと（適格株式分配と同様）	同左
特定役員継続要件	株式分配前の完全子法人の特定役員の全てが当該株式分配に伴って退任するものではないこと（適格株式分配と同様）	同左
従業者継続要件	完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること	完全子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること（適格株式分配と同様）

パーシャルスピンオフ税制の見直し

- ✓ 親会社に一部持分を残す株式分配(パーシャルスピンオフ)について、スタートアップ創出に加え、事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、適用要件を下記のとおり見直されるとともに、恒久措置とされます。

適用要件	現行	改正案
主要事業継続要件 (現物分配法人)	N/A	現物分配法人 (*1) のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その現物分配法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその現物分配法人 (*2) において引き続き行われることが見込まれていること
主要事業継続要件 (完全子法人)	主要な事業が引き続き行われることが見込まれること	完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が現物分配法人の上記の特定した事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること

*1 現物分配法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む。

*2 現物分配法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの(完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限る。)を含む。

パーシャルスピンオフ税制の見直し

- ✓ 親会社に一部持分を残す株式分配(パーシャルスピンオフ)について、スタートアップ創出に加え、事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、適用要件を下記のとおり見直されるとともに、恒久措置とされます。

適用要件	現行	改正案
事業再編計画認定期限	2023年（令和5年）4月1日から 2028年（令和10年）3月31日までの間 (上記期間内に認定を受けければスピンオフ実施が期間後であっても課税の特例は適用される)	N/A (期限の定めのない措置とされる)
事業再編計画認定要件	一定の要件	生産性向上に関する目標の達成が見込まれる等の一定の要件

●適用開始時期

2026年（令和8年）4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が行う認定株式分配に適用する。

02 個人・資産課税

基礎控除・給与所得控除の引き上げ、ひとり親控除の拡充

- ✓ 物価上昇局面における措置、三党合意を踏まえた対応として、基礎控除・給与所得控除の額が引き上げられます。いわゆる「160万円の壁」が、「178万円（基礎控除：104万円+給与所得控除：74万円）」に引き上げられます。
- ✓ 2026年（令和8年）および2027年（令和9年）分の所得税に適用されます。
- ✓ ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の額が引き上げられます。

（1）基礎控除

合計所得金額	本則部分		特例部分		合計	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
132万円以下	58万円	62万円	37万円	42万円	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	58万円	62万円	30万円	42万円	88万円	104万円
336万円超 489万円以下	58万円	62万円	10万円	42万円	68万円	104万円
489万円超 655万円以下	58万円	62万円	5万円	5万円	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	0円	0円	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円	0円	0円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	0円	0円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	0円	0円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

基礎控除・給与所得控除の引き上げ、ひとり親控除の拡充

(2) 給与所得控除の最低保障額

給与所得控除	本則部分		特例部分		合計	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
最低保障額	65万円	69万円	0円	5万円	65万円	74万円

- ※ 本則部分の改正は、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで、物価上昇に応じた控除額へ調整することを目的としている。
- ※ 特例部分の改正は、2024年（令和6年）12月の「三党合意」を踏まえたもので、2026年（令和8年）・2027年（令和9年）の时限措置である。
- ※ 個人住民税については、地方税財源への影響等を勘案し、基礎控除は据え置きとし、給与所得控除については2027年度（令和9年）分以後適用する（特例部分は上記の通り时限措置）。
- ※ 2026年（令和8年）分の所得への適用は、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からとする。

(3) 基礎控除および給与所得控除の引き上げに伴う扶養控除等の合計所得金額要件の見直し

同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件について、現行の58万からそれぞれ**62万円**に引き上げ、勤労学生の合計所得金額要件について、現行の85万から**89万円**に引き上げる。その他の人的控除の合計所得金額要件についても見直す。本改正は、2026年（令和8年）分の所得税および2027年度（令和9年度）分の個人住民税から適用する。

(4) ひとり親控除の拡充

ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円から**38万円**に引き上げる。あわせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円から**33万円**に引き上げる。本改正は、2027年（令和9年）分の所得税および2028年度（令和10年度）分の個人住民税から適用する。

住宅ローン控除（延長・見直し）

- ✓ 住宅ローン控除の適用期限が2030年（令和12年）12月31日まで5年延長されます。
- ✓ 省エネ性能の高い既存住宅は、借入限度額の見直しを行うとともに特例対象個人（「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」または「19歳未満の扶養親族を有する個人」）の上乗せ措置の対象とし、控除期間が現行の10年間から13年間に拡充されます。
- ✓ 新築の省エネ基準適合住宅は、2028年（令和10年）以降は、原則、適用対象外になります。
- ✓ 床面積要件の緩和措置：40m²以上の特例の適用範囲が既存住宅も拡充されます（所得制限あり）。
※特例対象個人が床面積40m²以上50m²未満の住宅に適用を受ける場合は、上乗せ措置との選択適用が必要です。

住宅ローン控除の概要（改正部分は赤字記載）	
控除率	年末ローン残高の 0.7%
延長期間	5年間（2030年（令和12年）12月31日までに入居した場合に適用）
控除期間	新築：13年間 中古：10～13年間
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下（40m ² 以上～50m ² 未満は、1000万円以下）
床面積要件	50m ² 以上（合計所得金額1,000万円以下の場合は、住宅区分に関わらず、40m ² 以上。 特定対象個人は、上乗せ措置と選択適用 ）
立地要件	災害危険区域等内（*1）における新築住宅（従前家屋の建替等を除く）について、2028年（令和10年）1月1日以降は、適用対象外（*2）。 *1 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域（都市再生特別措置法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象になった場合に限る） *2 当該個人、当該個人の配偶者または2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、または供していた家屋の建替えによる新築は適用対象となる。また、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は適用対象となる

住宅ローン控除（延長・見直し）

- ✓ 控除対象借入限度額（控除期間）は次のとおりです。

		改正前		改正後（改正部分は赤字記載）			
入居時期		2024年（令和6年）	2025年（令和7年）	2026年（令和8年）	2027年（令和9年）	2028年（令和10年）	～2030年（令和12年）
		特例対象個人	その他の世帯	特例対象個人	その他の世帯	特例対象個人	その他の世帯
新築	認定住宅	5,000万円（13年）	4,500万円（13年）	5,000万円（13年）	4,500万円（13年）	5,000万円（13年）	4,500万円（13年）
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円（13年）	3,500万円（13年）	4,500万円（13年）	3,500万円（13年）	4,500万円（13年）	3,500万円（13年）
	省エネ基準適合住宅	4,000万円（13年）	3,000万円（13年）	3,000万円（13年）	2,000万円（13年）	新築 原則対象外（*1） 2027年（令和9年）末までに建築確認を受けた もの等は2,000万円（10年）	
	一般住宅	新築 原則対象外 2023年（令和5年）末までに建築確認を受けた 新築住宅に限り2,000万円（10年）		適用対象外			
中古	認定住宅 ・ZEH水準省エネ住宅	3,000万円（10年）		4,500万円（13年）	3,500万円（13年）	4,500万円（13年）	3,500万円（13年）
	省エネ基準適合住宅			3,000万円（13年）	2,000万円（13年）	3,000万円（13年）	2,000万円（13年）
	一般住宅	2,000万円（10年）		2,000万円（10年）			

*1 省エネ基準適合住宅（新築）は、2027年（令和9年）末までに建築確認を受けたもの、または登記簿上の建築日付が2028年（令和10年）6月30日以前のものに限り、借入限度額2,000万円（特例対象個人は3,000万円）・控除期間10年で適用可能。

NISAの改正（未成年者枠の拡充）

- ✓ 次世代の資産形成を支援、金融経済教育の充実の観点から、NISAのつみたて投資枠の口座開設が、0歳（現行：18歳以上）から可能となります。
- ✓ 大学進学、成人後のライフイベントに備えて、0～17歳の口座開設者につみたて投資枠（年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円）が設けられます。（*1）

	つみたて投資枠（未成年者枠）	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	自動的に移行 1,800万円 1,200万円（内数）	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件の下、12歳以降は払出しが可 (*2)	制限なし	制限なし

*1 2027年（令和9年）1月1日以降に開設されたNISA口座から適用。

*2 子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

NISAの改正（投資対象商品の拡充）

✓ つみたて投資枠について、つきの株式指数、投資信託商品が追加・拡充されます。

（1）対象株式指数の追加

- ・国内市場を対象とした株式指数のうち一定のもの
- ・一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託

つみたて投資枠対象株価指数

日本	全世界	先進国	新興国等
TOPIX	MSCI ACWI Index	FTSE Developed Index	MSCI Emerging Markets Index
日経平均株価	FTSE Global All Cap Index	FTSE Developed All Cap Index	FTSE Emerging Index
JPX日経インデックス400		S&P 500	FTSE RAFI Emerging Index
MSCI Japan Index		CRSP US Total Market Index	
<u>読売株価指数（追加）</u>		MSCI World Index	
<u>JPXプライム150指数（追加）</u>		MSCI World IMI Index	

（2）債券中心の投資信託の追加

債券又は株式（現行：株式のみ）が投資対象の50%を超える投資信託

暗号資産の分離課税化

- ✓ 金融商品取引法の改正を前提に、暗号資産取引業(仮称)を行う者に対して特定暗号資産(金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る)の譲渡等、特定暗号資産デリバティブ取引をした場合の課税方式が、総合課税から分離課税となります。

特定暗号資産	譲渡	現行	改正案
		課税方式 総合課税(原則、雑所得)	申告分離課税(譲渡所得)
		税率 所得税:累進課税 + 住民税:10%	所得税:15.315% + 住民税:5%
	譲渡損失の繰越控除 適用無し	翌年以後3年内の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額から控除可能	

特定暗号資産	デリバティブ取引	現行	改正案
		課税方式 総合課税(原則、雑所得)	申告分離課税(先物取引に係る雑所得等に追記)
		税率 所得税:累進課税 + 住民税:10%	所得税:15.315% + 住民税:5%
	譲渡損失の繰越控除 適用無し	適用あり	

※ 金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等、特定暗号資産デリバティブ取引について適用する

上記以外の 暗号資産	現行	改正案
	課税方式 総合課税(原則、雑所得)	総合課税(譲渡所得) 但し、以下を適用しない ・譲渡所得の特別控除（50万円） ・5年超の保有資産に係る譲渡所得の金額計算を1/2とする措置 ・譲渡損失額の他の総合課税対象所得との損益通算

※ 金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用する

総合課税の対象となる同族会社社債利子等の範囲の拡大

- ✓ 総合課税となる社債利子等について、対象範囲の見直しが行われます。

- 背景

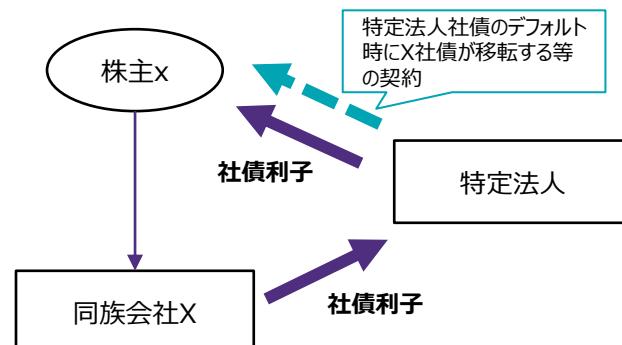
- ・ 社債利子は、同族会社から受ける利子を除き、原則、分離課税となる。同族会社の株主が、役員報酬（総合課税・最高55.945%）を社債利子（分離課税・20.315%）として受領し、税負担を軽減するケース、その抜け穴スキームが増えたため、幾度か改正が行われてきた。
- ・ 現行においても例①②のように、実態は同族会社から受ける利子と変わらないにも関わらず、総合課税を免れるスキームが把握されていた。

- 改正案

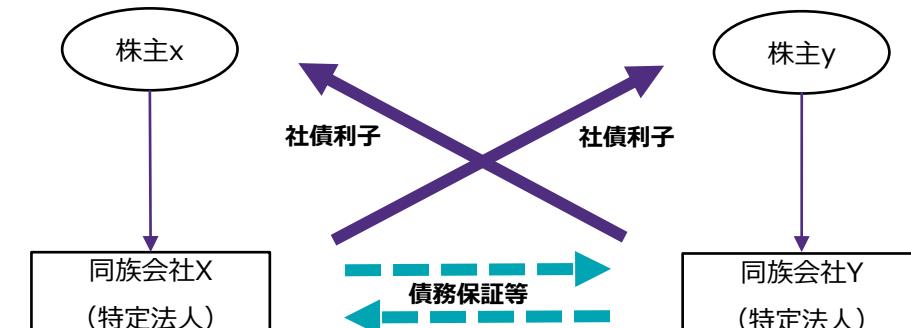
- ・ 同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（特定法人）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合におけるその利子も総合課税の対象とする。また、特定法人の社債の償還差益についても、同様に総合課税となる。
- ・ 「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、社債について、同族会社の保証内容から、その役員が社債の債務不履行時に実質的に損失を被らないと認められるかで判断する。（例：特定法人の社債につき、同族会社が発行した社債が担保提供されていること、同族会社が債務保証契約等を行っていること等）

⇒つぎのようなスキームにおいて支払を受ける社債利子や社債の償還差益については、現行の「分離課税」から、「総合課税」に改正される。

例① 第三者法人介在型



例② たすき掛け型



- ・ 2026年（令和8年）4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還差益について適用される。

極めて高い水準の所得者に対する負担の適正化措置の見直し

- ✓ 2026年度（令和8年度）改正では、2023年度（令和5年度）改正で導入された極めて高い水準の所得者に対する負担の適正化措置の見直しが行われます。
- ✓ 2027年度（令和9年度）以後の所得税に適用され、特別控除額の引き下げおよび税率の引き上げにより対象者が拡大されます。

現行	改正案
<p>① 基準所得税額 (*1)</p> <p>② (基準所得金額 (*2) - 3億3,000万円) × 22.5%</p> <p>→②が①を上回る場合に差額分を申告納税</p>	<p>① 基準所得税額 (*1)</p> <p>② (基準所得金額 (*2) - 1億6,500万円) × 30%</p> <p>→②が①を上回る場合に差額分を申告納税</p>

*1 通常の方法で（確定申告不要制度を適用する所得を除いて）計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したもの（復興特別所得税を含む。）をいう。

*2 総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの（確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む。）をいう。

青色申告特別控除の見直し

- ✓ 改正前の55万円控除は、期限内に電子情報処理組織(e-Tax)を使用して提出することで、令和9年分以後**65万円**控除へと引き上げられます。
- ✓ 改正前の65万円控除は、期限内に電子情報処理組織(e-Tax)を使用して提出し優良な電子帳簿保存などの一定の要件を満たす場合ことで、令和9年分以後**75万円**控除へと引き上げられます。
- ✓ 改正前の55万円控除は、書面申告を行う場合、令和9年分以後**10万円**控除へと引き下げられます。

改正前		改正後	
条件	控除額	条件	控除額
複式簿記+下記イ～ハのいずれかを満たす場合 イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件を満たす電磁的記録の保存を行っている場合(優良な電子帳簿) ロ 請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を一定の要件をみたして送受信・保存を行う場合(請求書データ等との自動連携) ハ 提出期限までの電子申告	65万円	複式簿記+提出期限までの電子申告+下記イ・ロのいずれかを満たす場合 イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件を満たす電磁的記録の保存を行っている場合(優良な電子帳簿) ロ 請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を一定の要件をみたして送受信・保存を行う場合(請求書データ等との自動連携)	75万円
複式簿記+上記イ～ハを満たさずに書面申告	55万円	複式簿記+書面申告	10万円
簡易簿記	10万円	簡易簿記(前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円以下) 簡易簿記(前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円超)	10万円 -

マイカー等の通勤手当の非課税限度額 食事支給・夜食手当の非課税限度額の見直し

- ✓ 物価の上昇への対応として、自動車等の通勤手当について、次の区分に応じて非課税限度額の見直しが行われます。2025年(令和7年)4月1日以後に支払われる片道55km未満の通勤手当の限度額の引上げが行われてきました。65km以上についても距離の区分に応じて非課税限度額が引き上げられます。
- ✓ 一定の要件を満たす場合、駐車場等の料金相当額(月額)が加算されます。

非課税の対象項目	改正前		改正後		
	通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額	駐車場手当(新設)
自動車等の通勤手当	片道 55km 未満	現行どおり	片道 55km 未満	現行どおり	月額最大 5,000 円加算
	片道 55km 以上	38,700 円	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円	
			片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円	
			片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円	
			片道 85km 以上 95km 未満	59,600 円	
			片道 95km 以上	66,400 円	

- ✓ 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について、食事支給の使用者負担額(月額)の非課税限度額が引き上げられます。
- ✓ 深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、支給額(1回)の非課税限度額が引き上げられます。

非課税の対象項目	改正前	改正後
食事支給の経済的利益(使用者負担額)	月額 3,500円	月額 7,500円
夜食手当の金銭支給	1回 300円	1回 650円

※ 「通勤手当」「駐車場手当」「食事・夜食手当」の改正点について、税制改正大綱では明確な適用開始時期は記載されていない。

ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直し

- ✓ ふるさと納税における特例控除額の控除限度額に見直しが行われます。
- ✓ 本見直しにより、高所得者について所得に比例して上限なく増えていた特例控除額について、給与収入1億円以上の方は合計193万円が上限とされ、ふるさと納税の寄附上限額は最大約438万円に制限されます。
- ✓ 2028年度（令和10年度）の個人住民税から適用されますので、その前年である2027年（令和9年）1月1日以降の寄附からこの上限が適用されます。
- ✓ 本改正による影響はありませんが、受け取った返礼品は一時所得の対象となるため引き続き留意が必要です。

特例控除額の控除限度額		
	現行	改正案
道府県民税	個人住民税所得割額の2割	①、②のいずれか低い金額 ①個人住民税所得割額の2割 ②772,000円（指定都市に住所を有する場合、386,000円）
市町村民税		①、②のいずれか低い金額 ①個人住民税所得割額の2割 ②1,158,000円（指定都市に住所を有する場合、1,544,000円）

防衛特別所得税（仮称）の創設

- ✓ わが国の防衛力の抜本的強化のため安定的な財源を確保する観点から2023年度（令和5年度）税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえて、所得税額に対して1%の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）が課されます。
- ✓ 併せて、東日本大震災からの復旧・復興の財源である復興特別所得税については1%引き下げられ、10年間延長されます。

項目	現行	改正案
防衛特別所得税	—	<ul style="list-style-type: none">税額：基準所得税額×1.0% (*1)課税期間：当分の間（期間未定）(*2)
復興特別所得税	<ul style="list-style-type: none">税額：基準所得税額×2.1%課税期間：2037年（令和19年）12月31日まで	<ul style="list-style-type: none">税額：基準所得税額×1.1%課税期間：2047年（令和29年）12月31日まで

*1 基準所得税額の計算、その他申告・納付等・源泉徴収等については復興特別所得税と同様とする

*2 2027年（令和9年）1月から当分の間とされ、現状の税制改正大綱上明示されていないため留意が必要である

事業承継税制（承継計画に係る提出期限の延長）

- ✓ 個人版事業承継税制に係る個人事業承継計画の提出期限が2028年（令和10年）9月30日まで延長されます。
- ✓ 法人版事業承継税制（特例措置）に係る特例承継計画の提出期限が2027年（令和9年）9月30日まで延長されます。

項目	承継計画の提出期限		承継期限 (延長無し)
	現行	改正案	
個人版事業承継税制	2026年（令和8年）3月31日まで	2028年（令和10年）9月30日まで	2028年（令和10年）12月31日まで
法人版事業承継税制 (特例措置)	2026年（令和8年）3月31日まで	2027年（令和9年）9月30日まで	2027年（令和9年）12月31日まで

※ 適用期限到来後の制度については、令和8年度税制改正大綱において、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的に検討を行うとされている。

貸付用不動産の評価見直し

- ✓ 相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の利用によって、相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている実態を踏まえ、納税者の予測可能性を確保し、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、その取引実態等を考慮するために、相続税評価額を市場価格に近付けるための評価見直しが行われます。

対象となる貸付用不動産	取得時期	評価方法	
		現行	改正案 (*1)
被相続人等が有償で取得または新築した一定の貸付用不動産	課税時期前5年以内	路線価等による評価	通常の取引価額に相当する金額 (*2) (*3)
商品として小口化された貸付用不動産	- (取得時期の制限なし)		通常の取引価額に相当する金額 (*4)

*1 改正案は、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用される。

*2 課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の80%に相当する金額によって評価することができる。

*3 今回の税制改正による通達の改正日までに、被相続人等が同日の5年前から所有している土地の上に新築した家屋(同日において建築中のものを含む)については、従来どおり評価。

*4 課税上の弊害がない限り、①出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、②事業者等が把握している適正な売買実例価額、③定期報告書等に記載された不動産の価格等を参照して求めた金額によって評価することができる。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、被相続人等が課税時期前5年内に有償で取得または新築した一定の貸付用不動産に準じて評価。



固定資産税の免税点の見直し

- ✓ 2027年度（令和9年度）分以降の固定資産税について、家屋および償却資産の課税対象となる最低限度額（免税点）を見直す改正が行われます。
- ✓ 免税点の引き上げにより、小規模事業者や個人事業主の負担が軽減されます。

項目	現行	改正案
土地 (*1)	30万円	30万円
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

*1 土地については、免税点の改正なし。

03 國際課稅

グローバル・ミニマム課税への対応

- ✓ 2023年度（令和5年度）税制改正で法制化したIIR（所得合算ルール：Income Inclusion Rule）について、OECDが発出したガイダンスの内容を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しが行われます。

● 背景

グローバル・ミニマム課税については国際的な議論が継続的に行われており、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しが行われる。

● 改正案

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、移行期間会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算について、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。

- ① 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め（*1）があること、その他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産
- ② 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令（*2）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債

*1 その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために2021年（令和3年）12月1日以後に締結されたものに限る。

*2 2021年（令和3年）12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る。

解散した外国関係会社に係る特例の創設

- ✓ 事業活動を終了した清算中の外国子会社が、租税回避リスクの高いペーパーカンパニーとして課税対象になり得ることを踏まえ、活動実態のあった外国子会社について、3年間はペーパーカンパニーとして扱わないととする措置が講じられます。

● 背景

外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とする外国子会社合算税制（CFC税制）について、租税回避と関係しない場合であっても、形式的に課税対象となるなど、海外展開を行う企業から負担の軽減を求める要望が大きいこと等を踏まえた見直しを行う。

● 改正案

①外国関係会社が清算部分対象外国関係会社(*1)又は清算外国金融子会社等(*2)に該当する場合、特例清算事業年度(*3)については、「部分対象外国関係会社」又は「外国金融子会社等」とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。

用語	定義
*1 清算部分対象外国関係会社	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの
*2 清算外国金融子会社等	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたもの
*3 特例清算事業年度	外国関係会社の解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度

解散した外国関係会社に係る特例の創設

● 改正案

項目	改正案
②異常所得	部分合算課税の対象所得である「異常所得」の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に「部分対象外国関係会社」又は「外国金融子会社等」に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。
③異常な水準にある資本に係る所得	部分合算課税の対象所得である「異常な水準にある資本に係る所得」の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う（清算外国金融子会社等のみ）。
④書類等の提出依頼	国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が「清算部分対象外国関係会社」若しくは「清算外国金融子会社等」のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が「特例清算事業年度」に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、その外国関係会社は「清算部分対象外国関係会社」又は「清算外国金融子会社等」に、その事業年度は「特例清算事業年度」に、それぞれ該当しないものと推定される。
⑤解散した外国金融子会社等	現行制度を廃止する。

● 適用開始時期

外国関係会社の2026年（令和8年）4月1日以後開始事業年度から適用する。

ペーパー・カンパニー特例と複数税率の特例の見直し

- ✓ 資産を持たない設立直後等の外国子会社が、租税回避リスクの高いペーパーカンパニーとして課税対象となり得ることを踏まえ、総資産がゼロの外国子会社であっても、事業上の不可欠性及び租税回避リスクが低いと認められることを条件に、ペーパーカンパニーとして扱わないとする措置が講じられます。

● 改正案

項目	現行	改正案
ペーパー・カンパニー特例	一定の要件を満たす外国関係会社（持株会社、不動産保有に関する一定の外国関係会社、資源開発等プロジェクト）については、特定外国関係会社（いわゆるペーパー・カンパニー）の判定から除外される特例があり、当該特例を受けるためには、要件の一つとして「資産割合要件(95%超)」の充足が必要。	外国関係会社の事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の額がゼロである場合には、当該外国関係会社の当該事業年度に係る「資産割合要件」の判定は不要。
複数税率の特例	本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合には、外国法人税の額は当該税率のうち最も高い税率を用いて算定した額を外国法人税の額とみなすことが可能。	最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されることその他の事情により本特例を適用することが著しく不適切であると認められる場合には、本特例は適用できない。

● 適用開始時期

外国関係会社の2026年（令和8年）4月1日以後開始事業年度から適用する。

04 消費税その他

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

✓ 少額免税制度の見直し

● 背景

国境を越えた電子商取引の市場は拡大しているが、少額免税制度による競争上の不均衡や国外事業者側で無申告となるおそれがあるといった課題が顕在化しているため、少額免税制度を含めた国境を越えた電子商取引に係る消費課税について見直すこととされた。

● 改正案

国内の小売事業者との公平な競争環境を確保するため、通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産で、一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下であるものの譲渡（特定少額資産の譲渡（仮称））については、諸外国や国内取引と同様に、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とする。

特定少額資産販売業者（仮称）の登録を受けた事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物で、輸入申告書等に登録番号及びその課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨が付記されているものの保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置を講ずることとする。

● 適用開始時期

2028年（令和10年）4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

なお、特定少額資産販売事業者の登録については、2027年（令和9年）10月1日からその申請を受け付けることとする。

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

✓ 物品販売に係るプラットフォーム課税制度の導入

● 背景

国境を越えた電子商取引の市場は拡大しているが、少額免税制度による競争上の不均衡や国外事業者側で無申告となるおそれがあるといった課題が顕在化しているため、少額免税制度を含めた国境を越えた電子商取引に係る消費課税について見直すこととされた。

● 改正案

国外事業者の無申告への対処や少額免税制度の見直しに伴う適正課税の確保の観点から、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡等 (*1) ②事業者が行う特定少額資産の譲渡のうち、指定を受けたプラットフォーム事業者（第2種プラットフォーム事業者（仮称））を介してその対価を收受するものについては、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととする。

プラットフォーム事業者の課税期間において、上記①及び②に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円（税込み）を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者と指定することとする。

*1 付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。

● 適用開始時期

2028年（令和10年）4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

ただし、事業者免税点制度に係る特例や物品販売に係るプラットフォーム課税に係る特例について、所要の経過措置が講じられこととなる。

インボイス制度の経過措置の見直し

- ✓ 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置が見直されます。

● 背景

インボイス制度の定着をより確実なものとし、かつ、小規模個人事業者の事務負担へ配慮する観点から、小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の見直しを行うこととされた。

● 改正案

個人事業者である適格請求書発行事業者の2027年（令和9年）及び2028年（令和10年）に含まれる各課税期間（*1）については、その課税期間における課税標準額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準に対する消費税額の3割とすることができるとする。

この適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

現行					改正案					
2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	
2割特例が利用可能					2割特例が利用可能			3割特例が利用可能		
簡易課税が利用可能						簡易課税が利用可能				

*1 免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないとなる課税期間に限る。

● 適用開始時期

2026年（令和8年）10月1日以後に終了する課税期間から適用する。

インボイス制度の経過措置の見直し

- ✓ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置が見直されます。

● 背景

消費税が事業者に支払った消費税相当分の一部が、本経過措置により、納税されずに事業者の収入になっている点、本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている点を踏まえ、段階的に縮減する方向性を確保しつつ、小規模な国内事業者へ配慮して、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直しを行うこととされた。

● 改正案

本経過措置の適用期限を2年延長し、引下げペース・幅を下記の通り見直すこととする。

濫用防止を図るために、一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又は事業年度で1億円（現行：10億円）を超える場合には、超える部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

	現行	改正案
経過措置期間及び 控除可能割合	2026年（令和8年）10月から 2029年（令和11年）9月末まで50%	2026年（令和8年）10月から2028年（令和10年）9月末まで70%
		2028年（令和10年）10月から2030年（令和12年）9月末まで50%
		2030年（令和12年）10月から2031年（令和13年）9月末まで30%

● 適用開始時期

2026年（令和8年）10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

暗号資産に係る課税関係の見直し

✓ 暗号資産に係る課税関係の見直し

● 背景

暗号資産は投資家保護のため、資金決済法による規制対象から金融商品取引法へ規制対象に変更することを踏まえ、金融商品取引法の改正を前提とした見直しを行うこととされた。

● 改正案

暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの（現行：支払手段に類するもの）の譲渡とした上で、引き続き消費税を非課税とし、課税売上割合の計算上は、対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとする。

暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とするほか、所要の措置を講ずることとする。

● 適用開始時期

金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用する。

現金等で決済した輸出取引に係る免税要件の見直し

✓ 現金等で決済した輸出取引に係る免税要件の見直し

● 背景

輸出免税を悪用した消費税不正還付が疑われる事案においては、当局による確認・検証が困難な現金等で輸出代金を決済した旨の主張が多い実態を踏まえ、輸出取引に係る免税要件の見直しを行うこととされた。

● 改正案

輸出として行われる資産の譲渡又は貸付のうち、その輸出代金を現金等により受領したものについて、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、現行の証明書類に加えて、輸入国における輸入許可証等を保存しなければならないこととする。

● 適用開始時期

2026年（令和8年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

国内に所在する不動産に係る役務提供等に対する課税の見直し

- ✓ 国内に所在する不動産に係る役務提供等に対する課税が見直されます。

● 背景

国内において非居住者に対して行われる取引のうち、国内に所在する不動産に関するサービス（仲介手数料等）について、輸出免税として消費税が課税されないこととされているが、国外に持ち出せない不動産に関するサービスについては、国内で不動産に関する効果が生じること、諸外国においても不動産の所在地国において付加価値税等が課されていること、国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるとの指摘があることを踏まえ、課税の見直しを行うこととされた。

● 改正案

非居住者に対して行われる国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外するほか、所要の措置を講ずることとする。

● 適用開始時期

2026年（令和8年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

ただし、2026年（令和8年）3月末までに契約されたものについて、同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用しないこととする。



© 2026 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバー ファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。Grant Thornton International Ltd (GTIL) と メンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種 サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。